

令和6年度 バイオ関連産業振興支援事業委託業務
「バイオ関連企業経営支援」公募要項

2024（令和6）年6月

バイオ関連産業振興支援事業共同企業体

この度、バイオ関連産業振興支援事業共同企業体（一般社団法人トロピカルテクノプラス、一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄）は、「令和6年度 バイオ関連産業振興支援事業委託業務」を受託しました。

バイオ関連産業振興支援事業共同企業体では、本事業の一環として、「バイオ関連企業経営支援」として、以下の内容で支援対象事業者を募集します。

1. 事業の目的

本事業は、沖縄県内に本店、支店または営業所を有する「バイオ関連企業」が抱える経営課題に対して効果的な経営支援を実施することで、経営課題の解決に取り組むことを目的としています。

2. 事業の内容

- (1) 本事業で経営支援を希望する事業者は、本要項の「7. 応募手続」ならびに「8. 応募方法」に記載されている応募の手続日程等を厳守の上、応募して下さい。
- (2) バイオ関連産業振興支援事業共同企業体は、本事業に応募した事業者に対し、審査委員会の審査結果を踏まえて、採択又は不採択を決定し、その結果を通知します。
- (3) バイオ関連産業振興支援事業共同企業体は、本事業に採択された事業者（以下、「事業者」という。）に対して、次のとおり、経営支援を実施します。
 - ① 事業者へのヒアリング
バイオ関連産業振興支援事業共同企業体は、事業者に対して直接ヒアリングを行い、事業者の現状把握及び経営課題の抽出を行います。
 - ② 事業者の課題解決方針の検討・決定
バイオ関連産業振興支援事業共同企業体は、事業者へのヒアリングを踏まえ、事業者の経営課題解決に向けた方針、支援方策を決定します。
なお、経営課題解決方針の検討、決定際して専門家の助言等が必要な場合は、バイオ分野における外部専門家「Okinawa バイオアドバイザー」から助言を得るほか、必要に応じて「Okinawa バイオアドバイザー」以外の外部専門家を招聘して助言を得ることとします。
 - ③ 外部専門家によるメンタリングの実施
事業者の経営課題解決に向けて、「Okinawa バイオアドバイザー」や外部専門家によるメンタリングを効果的に実施します。また、必要に応じて、県内で活用が可能な専門家派遣に係る各種事業の活用も検討します。
 - ④ バイオ関連産業振興支援事業共同企業体による伴走支援の実施

外部専門家によるメンタリングを踏まえ、バイオ関連産業振興支援事業共同企業体に在籍するコーディネーターによる経営課題解決に向けた伴走支援を実施します。

- (4) 支援期間終了後、事業者は、バイオ関連産業振興支援事業共同企業体、また、必要に応じて沖縄県に対して実績報告を行うことがあります。

3. 事業実施期間

採択決定の日から令和7年2月28日まで

4. 採択企業数

10社程度

5. 応募の要件

本事業に応募する事業者は、次の要件を満たしていることが必要です。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象とならない場合があります。

- (1) 沖縄県内に本店、支店または営業所を有する法人であること。

- (2) バイオに関連する事業を実施する事業者であること。

*注) 先端医療、機能性食品、バイオ生産システム（生物機能を利用した生産など）、デジタルヘルス、医療機器など

- (3) 沖縄バイオコミュニティに参画するバイオ関連企業であること。

- (4) 本事業に申請している事業内容を実施する体制が構築されていること。

- (5) 本申請に係る事業を沖縄県内で実施し、かつ、本事業実施期間終了後も沖縄県内で継続的な事業展開が見込めること。

*注) 本事業の成果を活用した一切の業務を県外に移すなど、本県への波及効果が認められない場合は支援対象とならない。

- (6) 応募は1事業者1件とする。

- (7) 同一事業者が同一の課題または内容で、すでに他の公的助成制度（委託事業を含む）による助成を受けている場合、または、採択が決定している場合は、審査の対

象から除外され、採択の決定が取り消されることがある。

(8) 次のア～オのいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、または、支店、もしくは、営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、または、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。

イ 役員が自己、自社、もしくは、第三者の不正の利益を図る目的、または、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が暴力団または暴力団員に対して、資金を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは、関与している。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

オ 役員が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

6. 支援内容

本事業では、事業者の経営課題に応じて、次の支援策を実施します。なお、事業者の経営課題の内容等によっては、次の支援策以外の支援も検討、実施します。

(1) 事業計画策定・資本政策策定支援

事業計画策定及び資本政策策定の必要がある事業者に対しては、事業者の業界情報や外部関係者等の情報提供等、事業計画策定及び資本政策策定に向けた支援を実施します。なお、支援の実施にあたり、必要に応じて、「Okinawa バイオアドバイザー」や外部専門家によるメンタリングも実施します。

(2) 資金調達支援

資金調達のニーズがある事業者に対しては、金融機関の紹介やマッチング、VC、CVC等の紹介やマッチング、資金調達に向けた事業計画の作成、融資申請書類の作成等、資金調達に必要な各種資料の作成支援等を効果的に実施します。

(3) 販路拡大支援

事業者の製品やサービスの販路拡大を目指し、販路を有する県内外企業とのマッチング、事業者の製品やサービスを公的に周知する県内外イベントへの出展支援、外部専門家によるアドバイス等の支援を実施します。

(4) 知財戦略支援

事業者が保有する技術の知財化に向けた外部専門家によるアドバイス等の支援、知財を活用した技術移転の推進等、知財を活用した事業展開に向けた支援を実施します。

(5) 研究開発実施支援

研究開発のニーズがある事業者に対しては、大学等県内研究機関の紹介やマッチング、研究開発資金獲得に向けた支援等（公的資金応募に向けた申請書類作成支援、公的資金獲得後の研究進捗支援等）を実施します。

(6) 実証実験実施支援

事業者が実施する研究開発、技術開発、マーケティング調査等に係る実証実験の支援を実施します。

なお、実証実験実施支援の実施にあたっては、後述する「バイオ関連産業事業化促進事業補助金（事業型（4）＜バイオテクノロジーを活用した製品やサービス等の試作品の製作や実証試験＞）」の活用も検討します。

(7) バイオ関連産業事業化促進事業補助金（事業型(4)）について

①バイオ関連産業事業化促進事業補助金の事業概要

＜バイオテクノロジーを活用した製品やサービス等の試作品の製作や実証試験＞（以下、「本補助金という。」）は、バイオテクノロジーを活用した製品やサービス等の試作品の製作や実証試験に対して沖縄県が補助を行うものであり、本補助金の事業概要は次のとおりです。

- ・補助率：事業費の10分の8以内
- ・補助金額：800万円以内（補助金予算総額）
- ・採択件数：2件程度

②本補助金の申請要件

本補助金は、本事業に採択された事業者のうち、本補助金の活用を希望する事業者の中から選定します。なお、本補助金の選定方法等は、別途案内します。

7. 応募手続

(1) 応募手続

本事業の活用を希望する事業者は、本公募要項に従って、申請書類（正本1部）を作成し、提出期限までに郵送または持参にて提出先までご提出ください。

(2) 応募手続に係るスケジュール

- ①公募期間：令和6年6月11日(火)～令和6年6月25日(火)
- ②事前相談：令和6年6月11日(火)～令和6年6月24日(月)
- ③提出期限：令和6年6月25日(火) 17時必着（郵送含む）

(3) 応募に係る質問事項及び事前相談

①応募に係る質問事項

応募に係る質問等については、令和6年6月11日から6月24日の間で下記のとおり受け付けます。なお、質問への回答は、個別にEメールにて回答します。

また、審査に関する問い合わせは応じることができませんのでご了承下さい。

- ・質問はEメールのみとし、お電話での対応は応じかねます。
- ・問い合わせ先(Eメールアドレス)は、次のとおりです。

一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄

e-mail：eslo.okinawa@gmail.com

②事前相談の実施

本事業への申請にあたっては、事務局による事前相談を1回以上、受ける必要があります。事前相談の受付、お問い合わせは次のとおりです。

- ・事前相談の受付先(Eメールアドレス)は、次のとおりです。

問い合わせ先：一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄

e-mail：eslo.okinawa@gmail.com

- ・事前相談は、対面、オンラインのいずれでも可能です。

8. 応募方法

(1) 申請書類の作成及び提出

申請書類は、別添の様式に従い、日本語にて作成してください。

また、申請にあたっては、以下の書類を一式として提出してください。

なお、以下の書類の提出と合わせて、提出資料の全データを格納した電子データをEメールで提出してください。

- ①応募申請書及び申請者概要・申請内容（様式1、様式2）
- ②誓約書(様式3)
- ③会社の登記事項証明書（現在事項証明書、発行後3カ月以内のもの）
- ④直近2期分の決算書（貸借対照表,損益計算書,一般管理の内訳,製造原価報告書）
- ⑤本公募要項「9. 審査方法」に定める「審査の加点」の適用を受ける場合は、審査の加点の適用を受ける制度の認定書の写し
- ⑥会社概要（会社案内パンフレット、製品パンフレット等）

(2) 申請書類の提出部数

申請書類の提出部数は、**正本1部**とします。なお、申請書類はA4サイズ（縦向き）とし、片面印刷で左上をクリップで止めてください。また、ステープラー（ホッチキス）止め、製本は行わず、クリアファイルは使用しないでください。

(3) 提出先及び郵送提出に係る留意事項

・提出先

〒903-0213

沖縄県中頭郡西原町千原1番地 琉球大学地域創生総合研究棟202室
一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄
バイオ関連企業経営支援 事務局宛 担当 松田

・担当者

松田・名嘉・保原・名幸

TEL：090-9783-5239 / e-mail：eslo.okinawa@gmail.com

・郵送提出に係る留意事項

申請書類を郵送で提出する場合は、「バイオ関連企業経営支援申請書類在中」と明記の上、配達を確認できる方法（レターパックプラス、ゆうパック、特定記録、簡易書留等）でお送りください。

(4) 秘密の保持

申請書類は本事業の選定のためにのみ用い、厳重に管理いたします。また、個人情報等は法令により提供を求められた場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。

9. 審査方法

(1) 審査方法

バイオ関連企業経営支援事業共同体による一次審査、バイオ関連産業振興支援事業共同企業体が設置する審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による二次審査において、採択の可否を審査します。なお、審査委員会は非公開で開催し、審査に関する問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

(2) 一次審査

①審査方法

バイオ関連企業経営支援事業共同体において審査を行います。

②審査基準（審査の観点）

- ・本公募要項に定める「5. 応募の要件」を満たしているか。
- ・申請内容に不備はないか。

(3) 二次審査

①審査方法

審査委員会において、以下の審査の観点から審査を行います。

なお、二次審査は申請書類の基づくプレゼンテーション審査としますが、プレゼンテーション審査の対応は、事務局（バイオ関連企業経営支援事業共同体）にて行いますので、申請者が対応することはありません。

②審査基準（審査の観点）

・経営課題の緊急性

提案された経営課題の解決が申請者の経営上、重要かつ不可欠で緊急を要する事項か。

・経営課題解決後の将来性

提案された経営課題の解決が申請者の今後の成長に資する事項か。

・申請者の実施体制

提案された経営課題に対して解決に向けた体制を整備しているか。

・県内バイオ関連企業への波及効果

提案された経営課題の解決が今後の県内バイオ関連企業の支援モデルとなり得るか。

・県経済への波及効果

提案された経営課題の解決が県内企業の経営課題解決のヒントとなる、また、県内企業支援機関の支援ノウハウの獲得につながる等、県経済の活性化等につながるか。

(4) 審査の加点

バイオ関連企業の「稼ぐ力の強化」に向けて、バイオ関連企業の成長や従業員の所得向上に資する企業の主体的取組を推進する上で、県で推進している次の各認証制度を活用する企業に対して、審査で加点します。

なお、本件適用のため、次の各認証制度の認定書の写しを提出していただく必要があります。

- ①所得向上応援企業認証制度
- ②経営革新計画認証制度
- ③人材育成企業認証制度
- ④ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
- ⑤パートナーシップ構築宣言

(5) 採択可否の通知

審査結果については、採否に拘わらず、バイオ関連産業振興支援事業共同企業体より申請者に通知します。なお、採否結果の通知時期は、令和6年7月中を予定しています。

(6) 審査に係るスケジュール

- ・提出期限：令和6年6月25日(火) 17時必着(郵送含む)
- ・一次審査：令和6年6月25日(火)～令和6年6月28日(金)
- ・二次審査：令和6年7月4日(木)
- ・審査結果通知：令和6年7月中旬頃
- ・事業開始：令和6年7月下旬頃

10. その他

(1) 申請内容の公表

採択された事業者については、事前に調整させていただいた上で、事業者名、事業概要等を沖縄県もしくは沖縄バイオコミュニティのホームページ等にて公表することがあります。

(2) 事業期間終了時の対応等

事業期間終了時には、事前に調整させていただいた上で報告書等の提出等をお願いすることがあります。

※「令和6年度バイオ関連産業振興支援事業委託業務」沖縄県担当所管

沖縄県 商工労働部 ものづくり振興課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL：098-866-2337 FAX：098-866-2447